

始良都市計画
都市計画区域の整備，開発及び
保全の方針

鹿児島県

《 目 次 》

1. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	1
2) 地域毎の市街地像	3
2. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	6
3. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	6
① 主要用途の配置の方針	6
② 土地利用の方針	8
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 交通施設の都市計画の決定の方針	11
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	15
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	16
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	17
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	17
② 主要な市街地整備の目標	17
4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	17
① 基本方針	17
② 主要な緑地の配置の方針	18
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	21
④ 主要な緑地の確保目標	22
4. 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針図	23

1. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

始良都市計画区域（以下「本区域」という。）は、鹿児島県の始良・伊佐地域に位置し、福岡県北九州市を起点とし鹿児島市を終点とする九州縦貫自動車道や国道 10 号，薩摩川内市を起点とし始良市加治木町を終点とする県道川内加治木線，日置市伊集院町を起点とし霧島市溝辺町を終点とする県道伊集院蒲生溝辺線等の都市間を連絡する広域的な幹線道路が通っている。

本区域は、鹿児島県のほぼ中央部にあり、県都鹿児島市中心部から北東に約 20km，鹿児島空港から 10km 圏内，薩摩半島と大隅半島の分岐点に位置しており，東は霧島市，北はさつま町・薩摩川内市，西は薩摩川内市・鹿児島市に接し，南は錦江湾に面している。

本区域は，その地理的条件を活かして古くから陸・海・空の交通の要衝として発展し，現在に至るまで広域行政機能の集積する拠点的な役割を担ってきた。

昭和 20 年以降は，戦災復興特別都市計画事業や市町村再編に伴う市町村合併等が行われ，昭和 40 年代後半から，鹿児島空港が本市近郊の旧溝辺町（現霧島市溝辺町麓）に開港し，併せて国道 10 号及び J R 日豊本線等の鹿児島県の交通軸や，県道，主要幹線道路が本市から放射状に整備され，広域的な高速交通の利便性が高まっている。また，この交通軸や交通結節点の整備とともに土地区画整理事業や民間開発が進み，市街地の人口は大きく増加してきた。

九州縦貫自動車道と隼人道路との加治木ジャンクションや国道 10 号加治木バイパスが整備されるなど，広域的な高速交通の利便性がさらに高まっており，産業や広域交流機能の立地の可能性を活かしていくことが必要とされているなか，国道 10 号及び九州縦貫自動車道とのアクセスが便利なることから，県内を代表する事業所や物流基地としての土地利用が進んできている。一方，市街地周辺部においては，交通環境の変化や大型店の立地等による商業活動の衰退，空き店舗の増加や店舗の老朽化から，地域商店街の空洞化や防災面での課題が表面化している。

近年，本区域のある始良市の人口及び本区域内の人口は横ばい傾向で，人口シェア率が増しているものの，用途地域内に集中し，その他の地域では減少傾向にある。

また，今後の高齢化への対応，道路交通体系の整備や既存の中心市街地の再構築による生活環境を向上させるため，道路，河川，公園等の都市施設の配置・整備を行うなど，安全，快適に暮らし続けられる居住環境を整備し，広域的条件や都市的集積を活かし

てコンパクトな都市づくりにより産業活動や人々の交流を活発にし、都市の活力を維持し発展させる。そのためには、都市機能や居住に関する誘導方策についての検討を行い、都市計画区域全域における適切な土地利用誘導の推進に努める。

更に、河川、海辺、緑地等の既存の資源や、山地丘陵の緑、錦江湾へ向かい開けた地形、さらに景勝地、文化財など、自然や歴史を最大限に活かしながら、人と自然が共生した都市づくりを進める。

このようなことから、

「自然豊かで快適な暮らしを発信する県央都市 あいら」

を基本理念とし、次の4つの都市計画の基本方針に基づき、まちづくりを推進する。

■誰もが安心、快適に暮らせる都市

少子高齢社会に誰もがいきいきと活動する都市社会の基軸として、保健・福祉施設機能の充実と高齢者居住施設の整備や、健康・福祉の拠点整備を進めるとともに、道路、公園等の生活基盤の整備を進め、高齢者や子供をはじめ誰もが安心して暮らし続けることのできる都市づくりを進める。また、山林自然環境を活用したやすらぎのある生涯教育の拠点整備を目指す。

■活力を育み、発展する都市

県都への近接性と九州縦貫自動車道加治木ジャンクション等を有する交通利便性を活かし、都市の活力の基本となる産業や交流の活性化、日常生活の利便性向上を図る。市街地では、産業や交流の拠点を育成し、駅までのアクセシビリティを向上させるなど、交通連絡機能及び各地域の拠点機能の拡充強化を行い、活気のある都市空間づくりを目指す。

■歴史文化・自然環境を大切に活かす都市

身近にある山、川、海の良い自然や武家屋敷等、様々な歴史的資源など、先人が守り育ててきた都市づくりの資源を保全、活用し、人と自然にやさしい都市景観形成を図る。

自然環境の保全に加え、環境への負荷の小さい低炭素社会の構築に向けた取り組みを進める。

また、自然と歴史を活かした新たな観光振興等により交流人口を増大させ、持続可能なまちづくりを目指す。

■災害に強い安全な都市

近年の台風や集中豪雨による甚大な風水害またはシラス土壌の土砂災害の発生を未然に防ぐため、ハード・ソフト施策の適切な対応による減災対策を推進する。また、桜島の火山活動に伴う地震によって、錦江湾での津波発生の危険性があることから、公共施設の災害防止対策や避難場所の確保に努める。更に、災害時の避難・救援活動を円滑に行うため、防災拠点を系統的に配置するとともに、避難路の確保や緊急輸送道路ネットワークの形成を進める。

2) 地域毎の市街地像

① 始良東部地域（東餅田地区・西餅田地区）

本地域は、「県央の地の利を活かした広域交流拠点として、賑わいとふれあいがあるまち」の実現を目指す。

ほぼ全域を市街地として、総合拠点及び地域内を鹿児島市から霧島市へ東西に結ぶ国道10号及び市道十日町～脇元線を広域的な連携を進める上での重要な広域都市軸として商業業務や広域交通の利便性を活かした沿道立地施設、中層住宅地を配置し、これらの外側は低層専用住宅地の形成を図る。また、始良市役所、大規模商業施設、JR帖佐駅等が立地する九州縦貫自動車道からJR日豊本線、都市計画道路錦原線、別府川で囲まれる範囲を「都市中心拠点」として位置づける。

まちの発展を牽引し、広域交流拠点としても対外的にアピールできる優れた市街地の形成を図るため、周囲の緑あふれる自然環境との調和に考慮しながら、生活支援機能・公共公益機能及び商業機能の強化、道路歩道等の基盤施設、景観整備を進め、交通結節点としての機能の強化を図るため、鉄道や高速道路等の連携を強化し、周辺を含めた道路等の整備を進める。

② 始良南部地域（重富地区・西始良地区）

本地域は、「良好な住環境と自然の潤いを活かして、心豊かな暮らしと地域の絆を育むまち」の実現を目指す。

ほぼ南部の丘陵地を除く範囲を市街地として、広域都市軸を中心としたサービス・商業施設、広域交通の利便性を活かした沿道立地施設、中層住宅地、工業・流通業務地、住工共存市街地を配置し、これらの外側は低層専用住宅地の形成を図る。

利便性の高い交通条件や良好な自然条件を活かす観点で、周辺の自然環境との調和に十分配慮しつつ、JR重富駅周辺等の土地利用を適正かつ計画的に行い、思川に沿った重富地区の「平松流通工業団地周辺」を工業・流通の拠点として位置づけ、工業・物

流拠点として基盤整備を進める。

自然の中で様々な交流・レクリエーション活動を促進する拠点として、始良市総合運動公園，重富漁港，なぎさ公園等の適切な整備を進める。

③ 始良中西部地域（帖佐地区・三船地区）

本地域は、「都市と中山間地域の中継地区として、豊かな食を供給し快適な暮らしを育むまち」の実現を目指す。

鍋倉の一部などを市街地等として、低層専用住宅地，工業・流通業務地を配置し，市街地以外は農地，森林とこれらと調和した居住の場の形成を図る。

広域幹線道路である東西方向の県道川内加治木線，県道伊集院蒲生溝辺線と南北方向の県道十三谷重富線を軸として，これに加えて加治木西部地域及び始良インターチェンジ方向とを結ぶ主要な都市幹線道路及びこれと都市計画道路帖佐駅三拾町線を結ぶ主要な都市幹線道路の整備を図るとともに，併せて良好な居住環境や自然環境と調和した都市施設の整備を進める。

その他の農業集落では，周囲の自然環境との調和に配慮しながら，集落の生活環境整備を進めるとともに，地域の振興や田園風景の適切な保全に努める。

④ 始良北部地域（山田地区）

本地域は、「森の恵みと人の温もりに包まれた，都市と農村の交流を育むまち」の実現を目指す。

山田の一部で都市的な土地利用を図るものとし，これ以外は農地，森林とこれらと調和した居住の場の形成を図る。

広域幹線道路である南北方向の県道伊集院蒲生溝辺線と県道十三谷重富線を軸として，これに連絡する都市幹線道路，地区生活幹線道路を配置し，隣接地域への連絡を強化するための整備をする。

歴史的文化資源である山田の凱旋門と古いまち並みを残す住宅地の美しいまち並みの維持と調和を図り，山田川を活かした景観と交流の場の形成を図る。

その他の農業集落では，周囲の自然環境との調和に配慮しながら，集落の生活環境整備を進めるとともに，地域の振興や田園風景の適切な保全に努める。

⑤ 加治木東部地域（反土地区）

本地域は、「伝統・歴史・文化と文教施設を活かして，新たな交流文化を創造する心安らぐまち」の実現を目指す。

本地域のほぼ全域を市街地とし、始良市役所加治木総合支所からJR加治木駅周辺を副次的な中心拠点として、商業業務や広域交通の利便性を活かした沿道立地施設、中層住宅地、加治木港周辺には、工業流通施設、商業・業務施設、レクリエーション施設等の複合機能誘導地等を配置し、これら以外は低層専用住宅地の形成を図る。

国道10号、国道10号加治木バイパスと南北方向の県道栗野加治木線及びJR日豊本線北側の市街地を東西に走る広域幹線道路を軸として、これらと連携する主要な幹線道路、都市幹線道路を配置し、加治木港や霧島市への連絡の強化を図るための整備をする。

海岸・河川管理用道路の活用などにより、網掛川、宇曾ノ木川及び日木山川の沿岸において、川の自然とふれあえる遊歩道等を整備し、環境の保全、親水化により、水と緑を活かした景観と交流の場を形成する。

⑥ 加治木西部地域（木田地区）

本地域は、「残された自然環境や地域施設が調和した、人・地域・企業が協調し伸びゆくまち」の実現を目指す。

本地域のほぼ全域を市街地として、JR錦江駅南側の商業業務交流拠点などにサービス・商業施設、国道沿道広域都市軸と県道川内加治木線沿道に広域交通の利便性を活かした沿道立地施設、工業・物流拠点に工業流通施設を配置し、これら以外は低層専用住宅地の形成を図る。

国道10号、国道10号加治木バイパス、県道川内加治木線を軸として、九州縦貫自動車道北側で始良地域方向とを結ぶ主要な都市幹線道路、JR日豊本線南側の主要な都市幹線道路、JR日豊本線を越えて加治木町小山田から鹿児島空港を結ぶ都市幹線道路を配置し、工業・物流拠点の交通の円滑化や隣接する地域との連絡の強化を図るための整備をする。

本地域を3方で取り囲む網掛川、別府川、海岸部を水と緑の軸に位置づけ、その機能強化を図る。

⑦ 蒲生地域

本地域は、「歴史文化資源と調和した田園都市として、おもてなしとゆとりある空間を感じられるまち」の実現を目指す。

県道川内加治木線と県道蒲蒲生線の沿道及びその周辺を市街地とし、始良市役所蒲生総合支所周辺を副次的な中心拠点として、サービス・商業施設等を配置し、これらの外側は、低層専用住宅地の形成を図る。

本地域に東西に走る広域交通幹線道路である県道川内加治木線、

南北に走る県道伊集院蒲生溝辺線，県道浦蒲生線を軸として，これに別府川水系別府川，前郷川南側に主要な都市幹線道路を配置し，鹿児島市及び隣接する地域との連絡の強化を図るための整備をする。

なお，始良市役所蒲生総合支所周辺は歴史的町割りの名残をとどめており，この特性を活かした魅力的な商業地や快適な住宅地の形成，周辺の河川などの美しい自然環境を活かした憩いの場の創出などを図り，快適で利便性の高いまちを目指す。

その他の農業集落では，周囲の自然環境との調和に配慮しながら，集落の生活環境整備を進めるとともに，地域の振興や田園風景の適切な保全に努める。

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定めない。

本区域の人口推移は，近年の核家族化や少子高齢化の進行に伴い，今後は，緩やかな減少傾向で推移すると予測される。

一方，製造品出荷額は増加すると予測されるが，産業の発展に伴う将来的な土地需要も，市街地内の未利用地の活用等により対応可能であると判断される。

さらに，市全域にわたって，山林・河川・海岸の自然環境，田園環境が存在し，健全な都市形成並びに人と人，人と自然が調和するまちづくりを行う上では，まとまりのある市街地の形成及び区域の良好な自然的環境の保全を図っていく必要はあるが，地域地区等の規制・誘導方策や農業振興地域の整備に関する法律，森林法，自然公園法による土地利用規制で十分対処できるものと判断できる。

以上のことから，本区域については区域区分を定めないものとする。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

a 商業・業務地

J R 帖佐駅への県道沿道，始良市役所周辺及びこれに連なる国道10号沿道の大規模商業施設周辺並びに反土地区の市街地西部，鉄道南側の始良市役所加治木総合支所や広域行政施設等の立地する地区及びJ R 加治木駅南側の主要道路沿道等を区域の中心的な商業・業務地に位置づけ，専門店が構成される商業施設や大規模

商業施設の誘致，共同建替え・協調建替えによる建物の更新や商業活動を支える道路の拡幅整備並びに高齢者や障がい者にとってもやさしい安心安全な買い物空間の整備，景観づくりを進めるとともに，空き店舗の活用や既存商業・サービス機能の再編・活性化，都市居住機能の強化を図る。

西餅田地区の商業・業務地の隣接地，ＪＲ重富駅周辺の幹線道路沿道及びその周辺，反土地区の国道10号沿道北側，ＪＲ錦江駅南東部，蒲生地域の県道鹿児島蒲生線と市道町通線が交差する周辺及び久末地区の既存店舗周辺を近隣商業地として位置づけ，地区の生活利便に供するサービス・商業施設等の立地誘導を行う。

国道沿道広域都市軸となる幹線道路沿道地区等を幹線道路沿道市街地として位置づけ，都市計画道路等の基盤施設の整備を進めるとともに，自動車交通の利便性を活かした沿道土地利用を適正に誘導する。

b 住宅地

東餅田地区及び重富地区のＪＲ日豊本線以北，国道以南の住宅地，反土地区の中心商業業務地に隣接する住宅地，蒲生地域の広域幹線道路沿いの市街地等を複合住宅地として位置づけ，建築物の適正な建替え誘導や都市基盤の整備により，土地の一定の高度利用と住環境を悪化させない商業・業務系土地利用を誘導する。

ＪＲ錦江駅周辺及び蔵王住宅周辺の既に中層の住宅団地として整備されている地区を一団の中層住宅地として位置づけ，周辺の環境と調和を図りつつ，良好な中層の集合住宅地環境を維持・整備する。

重富地区の平松城下旧武家屋敷や山田地区の山田の凱旋門とその周辺の住宅地，上久徳地区の武家屋敷のまち並みを残す住宅地をまち並み調和住宅地として位置づけ，歴史的文化資源，美しいまち並みの維持と居住環境の調和を図る。

低層の戸建て住宅が立地している市街地は低層専用住宅地として位置づけ，戸建て専用住宅を中心とする居住環境の改善等を進める。なお，空閑地が多い地区や面的な居住環境の改善の必要性が高い地区については，土地区画整理事業等の面的な基盤整備を実施し，道路，公園等の整った快適な住環境づくりを行う。

c 工業・流通業務地

既存の工業・物流団地や加治木地区の弥勒・塩入・須崎公共用地等を工業・流通業務地として位置づける。

主に重富地区の思川に沿った「平松流通工業団地」を中心として，九州縦貫自動車道始良インターチェンジとその周辺道路を基

盤として、広域的な交通の利便性を活かした機能・施設の立地誘導、整備を目指す。木田地区の県道川内加治木線沿道や国道10号沿道の流通業務地については、今後とも幹線道路に面した利便性の高い生産流通環境を維持する。

また、須崎公共用地の低・未利用地や九州縦貫自動車道加治木ジャンクション周辺において工業・流通業務系施設の立地誘導を検討し、新たな産業拠点の育成を図る。

新たな活力創造拠点となる反土地区の港町等を複合機能誘導地として位置づけ、既存の立地機能に加えて、商業・業務機能やレクリエーション機能等、多様な機能立地の可能性を検討し、都市基盤の整備と適正な土地利用誘導を進める。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

東餅田地区、西餅田地区及び重富地区の商業活動の活性化を図るため、JR帖佐駅の東口周辺を整備する「帖佐第二地区」、重富駅周辺「重富第三地区」の土地区画整理事業等の面的整備についても調査・検討を進めていく。

また、JR帖佐駅やJR加治木駅前の立地を活かす商業業務施設の集積と交通結節点機能の向上を図るとともに、都市拠点にふさわしい顔づくりを進める。

b 都市機能の誘導に関する方針

始良市役所周辺の都市中心拠点、各総合支所の周辺の副次的な都市中心拠点及び鉄道駅周辺部等の都市機能が一定程度充実している区域においては、既存ストックを活用しながら日常生活圏における生活サービス機能、コミュニティ交流機能等の都市機能を誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

また、都市機能を集約する地域と一定の居住がある地域については、公共交通機関との連携等によるアクセスの強化を図る。

c 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

市街地全域について用途地域の見直しを図り、地域毎の将来像を踏まえ計画的な用途の転換、用途純化又は用途の複合化を図り、適切な用途の配置を行う。併せて、地域の実情を勘案し必要に応じて特別用途地区や地区計画等を定める。

西餅田・東餅田地区、重富駅周辺地区の大規模商業施設の建設が予定されている地域では、交通等の地域環境の変化が見込まれ既存店舗の共存や都市機能の誘導策と併せ利便性の高い土地利用

を図る。

始良ニュータウンや帖佐第一地区等の面整備が行われている地区については、周辺住環境の調和を図りながら、幹線道路沿線の土地利用について検討し生活利便性の向上を図る。

始良市総合運動公園，県立始良病院等の公共施設及びその周辺においては、利便性の強化を図るため、周辺住環境の調和を図りながら、施設の増築，改築等を許容できる土地利用を図る。

東餅田地区のJR日豊本線の南側では、工場等の立地状況等を踏まえつつ住居系への用途純化を図る。

スマートインターチェンジの設置予定地周辺は、国道10号や都市中心市街地との連携を強化しつつ、健全な市街地形成に向けて住環境に支障のない店舗や事務所等の施設の立地を許容し、利便性の高い複合的な土地利用を図る。

建昌地区，須崎地区，弥勒地区等の用途地域周辺部で市街化が進行している地域では、地域の実情に応じた建築形態規制の適用や用途地域の設定等について検討を行う。

d 居住誘導に関する方針

地域・集落生活拠点においては、人口密度を維持しながら、生活サービスやコミュニティが持続的に機能するよう都市機能が集約する地域との連携の強化を図る。

本市の用途地域の指定されていない用途白地地域については、無秩序な開発の抑制と用途地域内の市街地密度の向上を図るため、特定用途制限地域などを活用した土地利用誘導方策の導入に取り組む。

また、用途地域内においても、特に居住を誘導すべき区域について検討する。

e 居住環境の改善又は維持に関する方針

都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び小学校等の地域の核となる拠点を含む地域・集落生活拠点においては、生活サービスやコミュニティが持続的に機能するよう人口減少の中にあっても一定の人口密度を維持することとし、居住の誘導を図る。

また、都市機能を集約する地域と一定の居住がある地域については、公共交通機関との連携等によるアクセスの強化を図る。

用途地域の指定されていない用途白地地域については、無秩序な開発の抑制と用途地域内の市街地密度の向上を図るため、特定用途制限地域などを活用した土地利用誘導方策の導入に取り組む。

f 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域内にある公園，社寺・境内地の独立樹林，市街地東端の一团的樹林等，市街地内に現存する緑地は，今後も良好な緑地として保全に努める。上久徳地区の八幡公園の大楠や武家屋敷の石垣・生垣，重富地区の平松城址周辺，山田地区の山田の凱旋門周辺は，必要に応じて景観条例等を検討し，今後も良好な景観の維持・保全に努める。

また，面的な整備等の導入を検討する地域においては，公園配置計画を検討し，海岸線，河川，河岸緑地や幹線道路を軸にした水と緑のネットワーク形成を図るとともに，緑化協定等による官民一体となったうるおいあふれる街並み整備に努める。

g 優良な農地との健全な調和に関する方針

本区域の加治木西部地域の北部から蒲生地域に広がる農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については，関係機関との連携により，農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め，優良農地の確保・保全に努める。

h 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

地震や風水害等の災害から都市と住民生活を守り，住民が安全に安心して暮らすことのできる都市とするため，自然災害等による被害を最小限に抑え，避難・救援活動等が円滑に行えるように市街地の整備を進める。

急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では，災害を未然に防止する観点から，土砂災害特別警戒区域等の指定による市街化の抑制についても検討する。

また，保安林等災害の防止や被害の緩和等に資する公益的機能を持った森林の維持・保全を図り，災害に対する安全性低下の抑制に努める。市街地内を流れる河川沿いの低地部において，洪水等による被災の恐れのある地区についても，市街化の抑制に努め，災害の未然防止を図る。

i 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

市街地を取り囲む山岳地や丘陵地の周辺及び建昌城址，桜公園，高岡公園周辺の縁辺の斜面地及び丘陵上部の森林，霧島錦江湾国立公園，県立自然公園区域などについては，自然環境の保全整備を図るとともに，必要に応じて風致地区等の地域地区の指定を検討や民間開発事業者の土地利用に対する助言指導等を行い，適切

な自然環境の保全に努める。

また、市街地内を流れる河川・排水路及び海域についても水質浄化や環境の美化に努め、親水空間として活用できる環境を育成し、重富干潟をはじめとする市内沿岸域の干潟の保全と希少野生生物の生息・生育環境の保全に努める。

じ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

伝統的な町割りや石垣・生垣が残る地区については、良好な市街地環境を誘導するための土地利用施策を講じると共に、景観条例等の導入に対する検討も含め、自然環境や周辺の田園環境との調和を図った良好な都市景観形成に努める。

山田地区においては、古い街並みを活かしながら都市的な土地利用を図り、市街地や集落地に隣接する交通利便性の高い地域は、田園居住地として位置づけ、生活環境整備を図るほか、建築形態規制を定めることにより、建築物の秩序ある立地を誘導する。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

あ 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域においては、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として、九州縦貫自動車道、隼人道路（暫定2車）、国道10号、国道10号加治木バイパス、県道伊集院蒲生溝辺線、県道栗野加治木線、県道川内加治木線及び県道麓重富停車場線等が位置している。加えて、海運基地である加治木港を有し、隣接する霧島市には鹿児島空港が整備されているなど、陸・海・空の広域交通の要となっている。

今後、より一層人や物の交流を促進し、地域の活性化を誘導していくため、現在の主軸による広域的な幹線道路網及びこれらと役割を適切に組み合わせた地域内の幹線道路網の整備・充実により、広域圏と本区域の一体性向上を図るものとする。

市街地においては、市街地活性化を支える骨格道路、交通拠点及び駐車場等の整備を進め、集落においては日常の利便な生活を支える生活道路の整備に努めるなど、都市の将来像に基づく区域各所の位置づけや役割に適応した交通施設の適正配置を図り、快適・利便な地域環境づくりとしての確保を目指す。

また、このような施設の整備にあたっては、高齢者等の交通弱者の利用、地域の美しさや自然環境への影響等に十分配慮し、誰もが安心して快適に利用できる、優れた交通空間の形成を目指す。加えて、居住者の生活を支えるためにバス交通の利便性を強化す

ることや、区域内で働き学ぶ人々の通勤・通学の利便性を強化するために鉄道を利用しやすい環境づくりを課題とし、整備を進める。

このような状況を踏まえ、本地域の交通体系は次のような基本方針のもとに整備を進める。

○ 自動車交通に対応した道路ネットワークの整備

都市活動の広域化にともなう、周辺都市との連携強化の必要性から、広域的な幹線道路の整備等により隣接市町との連絡機能の強化を図るため、通過交通と地区内発生交通との分離を図り、各道路の機能分担を明確にすることで、広域交通と都市内交通を適正に整序し、円滑化する幹線道路網の段階構成の構築を進める。また、不足する機能に対しても適宜、整備を検討し、区域内における自動車交通の円滑な流れの確保を目指す。

特に市街地においては、道路整備が都市経済活動並びに防災上重要な課題となっており、面的整備計画等の整備など、都市の将来像を構成する区域・各所の位置づけや役割に適応した都市施設の見直しや適正配置を図り、快適で利便性の高い地域交通機能の確保を目指すとともに、広域道路網体系の整備を進める。

○ 歩行者・自転車交通を支えるネットワークと交通環境の整備

幹線道路の整備により確保される歩行者・自転車等の空間や既存の歩道により、公園・緑地や文教施設等の拠点を結ぶ歩行系ネットワークを形成する。

特に、河川、海岸線に沿った「水を活かしたネットワーク」、山の辺の軸を構成する「緑を活かしたネットワーク」、中心商業地の歩行空間の拡充を始めとする「中心市街地のネットワーク」の整備を重点的に進める。

また、施設整備にあたっては、高齢者等の交通弱者の施設利用、地域の美しさや自然環境への影響、ユニバーサルデザインに配慮した安全かつ快適な歩行者空間の形成に努める。

○ 公共交通の整備

高齢社会においても、誰もが快適に街に出て活動ができるよう、鉄道・バス交通の利便性の向上を図る。

整備済の駅前広場の機能強化を図るとともに、JR帖佐駅、JR重富駅、JR加治木駅北口の駅前広場の整備と鉄道南北の歩行者連絡機能の強化、駅周辺や商業拠点における駐車場、自転車駐車場の整備を進める。

イ 整備水準の目標

道路については、交通体系の整備方針に基づき、高規格幹線道路、主要幹線道路、都市幹線道路について、整備中区間の早期完

成を図り，長期未着手都市計画道路の見直しを進め，未着手区間の早期整備を目指す。

b 主要な施設の配置方針

ア 道路

種別	配置の方針
高規格幹線道路	桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置を促進する。
主要幹線道路	都市間の広域交流・連絡を担う主要な路線として以下を配置し，整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・国道10号（脇元から鹿児島市境） ・都市計画道路3・4・5号重富停車場線（県道麓重富停車場線） ・都市計画道路3・6・35号上久徳線（県道伊集院蒲生溝辺線） ・（仮称）加治木隼人連絡構想線
都市幹線道路	区域の交通を円滑に処理するとともに，主要幹線道路網との連携を図るための路線として，以下を配置し整備を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路3・4・5号重富停車場線（重富駅～国道10号） ・都市計画道路3・4・6号森山線 ・都市計画道路3・4・9号城瀬東線 ・都市計画道路3・4・10号上山線 ・都市計画道路3・4・11号松原線 ・都市計画道路3・5・14号東楽寺通線 ・都市計画道路3・5・17号帖佐駅三拾町線（県道下手山田帖佐線） ・都市計画道路3・5・18号宮島線 ・都市計画道路3・5・20号錦原線 ・都市計画道路3・5・21号楠元線 ・都市計画道路3・5・22号上水流線 ・都市計画道路3・5・25号上ノ原線 ・都市計画道路3・5・26号朝日町通線 ・都市計画道路3・5・16号錦江通線 ・都市計画道路3・6・33号加工通線 ・県道十三谷重富線 ・県道下手山田帖佐線 ・都市計画道路3・5・20号錦原線の延伸道路

	<ul style="list-style-type: none"> ・（仮称）加治木始良連絡構想線 ・（仮称）中部地域横断道路 ・ J R 加治木駅北口アプローチ道路（仮称下吉原線） ・ 都市計画道路3・4・7号岩原通線の国道10号以南の延伸道路
その他	J R 重富駅前， J R 帖佐駅前及び加治木駅北口は，駅前広場整備を進める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名
道 路	<p><高規格幹線道路></p> <p>桜島サービスエリアへのスマートインターチェンジの設置</p> <p><主要幹線道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国道10号（脇元から鹿児島市境） ・ 都市計画道路3・6・35号上久徳線（県道伊集院蒲生溝辺線） <p><都市幹線道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市計画道路3・4・5号重富停車場線（重富駅～国道10号） ・ 都市計画道路3・4・6号森山線 ・ 都市計画道路3・4・9号城瀬東線 ・ 都市計画道路3・4・10号上山線 ・ 都市計画道路3・4・11号松原線 ・ 都市計画道路3・5・16号錦江通線 ・ 都市計画道路3・5・18号宮島線（高速BOX部分） ・ 都市計画道路3・5・20号錦原線 ・ 都市計画道路3・5・25号上ノ原線 ・ 都市計画道路3・5・26号朝日町通線 ・ 都市計画道路3・6・33号加工通線 ・（仮称）中部地域横断道路 ・ 県道十三谷重富線 ・ 県道下手山田帖佐線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

現在、生活雑排水は、合併処理浄化槽やコミュニティプラントにより処理しているものを除き、道路側溝や農業用・排水路により、そのまま河川に排水されている。生活雑排水による河川や区域沿岸海域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の普及を図りながら、地域特性に合わせた生活雑排水処理の方法を明らかにし、総合的に取り組んでいくことが課題となっている。今後は、「生活排水処理施設整備構想」に基づき、生活環境の改善及び水質保全の観点から、合併処理浄化槽の設置を積極的に進める。

一方、都市化に伴う流域の保水・遊水機能の低下に起因する水害や、洪水による災害に対応するため、今後は、河川の整備だけでなく被害軽減対策等を複合的に行う総合的な治水対策を図る。

また、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 下水道

中心市街地地域については、将来における公共下水道整備の可能性を検討していく。当面は、「生活排水処理施設整備構想」に基づき、合併処理浄化槽の設置を進める。

2) 河川

計画的な治水対策が必要となる河川について、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 下水道

民間開発により整備された下水道施設は、その管理網を活用して公共下水道と同等な整備、維持・管理を図る。

生活雑排水による河川等の水質の悪化を防止するため、合併処理浄化槽の設置を進める。

イ 河川

本区域には、思川、別府川、網掛川、日木山川等の河川がある。これらの河川については、河川改修や都市の特性に応じた総合的な治水対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出を検討する。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりと

する。

種 別	施 設 名
都市下水	排水対策：市街地全域の雨水管渠，ポンプ場等の整備
集落排水	豊留地区の整備

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

本区域のごみ処理は，あいら清掃センターで処理している。今後も快適で文化的な生活空間を確保するため，ごみの減量化と分別収集によるリサイクル化を図りながら，広域的な連携を基本として，ごみ処理施設やし尿処理施設の配置と充実を図る。

火葬場については，高齢化の進行による火葬件数の増加に対応可能で，心安らぐ空間のある施設の整備を図る。

また，健康で文化的な都市活動と都市機能の向上，良好な生活環境の確保を図るため，長期的な展望に立ち，人口の動向や市街化の状況に対して，必要とされるその他の都市施設についても計画的に整備を図っていくものとする。

b 主要な施設の配置方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設は，生活水準向上などに伴うごみの増大と各施設の老朽化に対応して，適正なごみ処理を行うために環境への負荷が少なく，より高度な処理施設の整備を進めていくとともに，分別や再資源化を進める。施設性能の確保及び施設老朽化への対応を図るため，必要に応じて，広域的な連携，周辺環境へ配慮しつつ，施設のあり方を検討し，配置する。

また，新最終処分場の整備については，候補地選定等の事前準備等を行いながら，廃棄物行政に支障を来さぬよう計画的に進めていく。

イ 火葬場

葬送の場にふさわしい環境と機能を持つ施設として，適切な建て替えの検討を行い，自然との調和，自然通風，自然光等を活用した環境への負荷の低減を図れるよう施設整備を進める。

c 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な事業は，次のとおりとする。

種 別	施 設 名
火葬場	始良市火葬場

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域は、JR日豊本線及び国道10号を中心に市街地が形成されており、市街地の一部では、土地区画整理事業により都市基盤整備が完了している。

今後、少子高齢化による人口減少が見込まれる中、都市中心拠点への人口の集約を図るために、現在の商業活動中心地と併せてその周辺部の生活環境の基盤となる都市基盤の整備を計画的に進める。また、良好な歩行空間の確保など中心商業地にふさわしい商業環境景観の形成を図るため、市街地再開発や共同建替等を検討していく。

さらに今後、スプロール化や宅地開発等が予測される地区では、計画的な宅地形成を目的に、地区計画や建築協定等のまちづくりルールの方針策定などを検討し、街並みや景観等に配慮した魅力的な市街地形成に努める。

② 主要な市街地整備の目標

概ね10年以内実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地 区 名
土地区画整理事業	帖佐第二地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本区域は、始良南部地域の牟礼ヶ岡、惣林岳や天ガ鼻等の緑豊かな山岳、丘陵地があり、住吉池、錦江湾に面した脇元海岸、重富海岸や、思川、別府川、網掛川、日木山川等の清流や、これらの水系を利用した農地があり、田園に囲まれた農業集落、さらにその外縁は山林が広がっている。さらに、住吉池公園、桜公園、平松城址、建昌城址、黒川岬等、優れた自然環境と溶け込んだ歴史的・文化的な遺産も各地に散在しており、県都鹿児島市に隣接しながらも、自然環境と相まって地域の個性的な風景をかもし出している。

これらの自然的環境は、景観形成上、経済活動上、防災上等において重要な役割を果たしており、都市部では容易に得ることの

できない本区域の貴重な地域資源であることから、まちの発展動向や災害対策等との調和を図りながら保護・育成に努め、将来に引き継いでいく。

今後は、市街地及びその周辺における都市的な公園緑地・広場の配置、整備と地域の自然環境や歴史的環境とを結びつける歩行ルートの整備を進め、公園や緑とのネットワークの形成を図る。

また、余暇時間の増加や生活水準の質的向上等により多様増大化傾向にある観光・レクリエーションニーズへの対応、交流拡大による地域の活性化や、災害時における避難地の確保等に対処するため、各種機能に応じた公園・緑地を適正に配置し、良好な環境づくりを目指す。

② 主要な緑地の配置の方針

配置計画	地域名等	概要
a 環境保全系統の配置	市街地周辺部	市街地を取り囲むようにして位置している斜面樹林等は、良好な居住空間を演出する重要な機能を有していることから保全に努める。
	山岳丘陵地と主要な河川、海岸	始良南部地域の丘陵地，農村部から市街地を流れる思川，別府川，網掛川，日木山川等の主要な河川及び錦江湾に面する重富海岸から黒川岬の一带は，野生動植物の生息・生育地であるとともに，都市の骨格を形成する重要な緑地でもあることから，保全に努め，河川に関しては，緑地を活かして，水と緑のネットワーク形成を図る。
b レクリエーション系統の配置	区域全体	近年のレクリエーション需要の増大等に対処するため，市街地の動向，土地利用形態等を勘案して公園緑地等の種別に応じ，適切に配置整備することにより，総合的なレクリエーション機能の充実を図る。

	市街地内	<p>駅，中心商業地，広域幹線道路沿道等の都市拠点の周辺に位置する公園や，地域の個性をアピールするシンボリックな公園，親水性豊かな公園及び緑・地形を活かした公園等，レクリエーション機能の分担を考慮した，効果的な公園配置に努め，魅力にあふれ，様々な人々が交流する場へとその機能を高めていく。</p>
	山岳丘陵地	<p>観光資源との連携による環境整備を進め，歴史・文化とふれあうことのできる観光拠点の形成に努める。</p> <p>また，市街地の丘陵地においては，始良市総合運動公園，高岡公園，住吉池公園等，自然の中で保養，遊戯，運動等が満喫できる環境整備を進め，スポーツ・レクリエーション拠点としての機能強化に努める。</p>
	主要な河川	<p>良好な水質を有し，人々にやすらぎを与えている河川は，人と自然のふれあいの場として有効活用を図るものとし，市街地内を流れる思川，別府川，網掛川，日木山川等は，親水性の高い水辺空間の整備に努める。</p>
	海岸部	<p>重富海岸は，レクリエーション，マリンスポーツの拠点として，機能強化に努める。また，錦江湾と桜島の眺望を楽しむ公園・緑地として，残された貴重な生態系を守りながら，海辺の環境整備を進める。</p>
	龍門滝周辺地区	<p>龍門滝周辺において，景観を楽しめる公園の整備を検討しその整備を進める。</p>

c 防災システムの配置	区域全体	地震や火災などの災害発生時における安全性確保のため、避難地となり得る既存公園・緑地の整備、維持を図るとともに、既存避難地の配置状況、災害規模に基づいた系統、人口規模、避難距離圏の構成などを考慮しながら、避難地としての公園・緑地や避難路としての緑道の確保に努め、既存の公園も含めて、貯水槽や防火水槽を備えた防災公園としての機能を必要に応じて整備を進める。
	山岳丘陵地	急傾斜地崩壊危険箇所や地すべり危険箇所に位置づけられた地域や土石流危険渓流の流域では、災害を未然に防止する観点から、市街化の抑制に努め、土砂災害特別警戒区域等の指定についても検討する。 また、保安林に指定されている林地などは、災害の防止、被害の緩和などに資する保水・遊水機能など、多くの公益的機能を有する緑地であることから、これを保全して機能の維持に努める。
	工業地周辺等	公害発生の可能性がある工業地や騒音・震動などの発生源の周辺部においては、これらに対する緩衝地帯としての役割を担う緑地の配置に努める。
	海岸	桜島噴火地震に伴う津波災害に対応するため、海岸部における防波堤、防潮堤、海岸堤防の機能強化を進め、市街地への浸水被害を抑制するとともに、災害発生時の避難場所の確保に努める。

d 景観構成系統の配置	区域全体	山並みの稜線と斜面の緑地を保全し、山並みを背景としている本区域らしい街並み景観の保全を図り、風土に溶け込んだ快適な生活環境を確保する。本区域を流れる豊かな別府川、前郷川の保全や、河川沿岸の緑化に取り組み、水と緑のある美しい河川の景観の保全を図る。また、市街地内に分布する武家屋敷林などの都市の修景に資する緑地の整備保全を図る。
	社寺・境内地等	八幡神社の日本一の大楠等、区域内の社寺境内地にある巨木や樹齢の長い樹木、独立樹林は地区のランドマーク・シンボルとして位置づけられる良好な点的景観要素であることから、保全に努める。
	集落地内	田園や丘陵斜面を背景とした集落地の建築物の形態や色彩を田園風景と調和させるとともに、景観を阻害する屋外広告物などの規制に取り組む。
	錦江湾	錦江湾の海辺の景観を活かし、海辺の散歩道の配置に努める。
e その他	遊歩道	脇元海岸から重富海岸に沿って、JR帖佐駅及び始良駅、重富駅と海岸線を結び、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の役割を持つ遊歩道を配置する。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

住区基幹公園や都市基幹公園等の都市公園、その他の施設緑地は、土地区画整理事業、都市公園事業等を活用し整備を進める。

本区域にとって重要な河川緑地、自然景観地、武家屋敷林・社寺林等で特に良好な樹林地等、緑地について、保全のあり方を検討し、公園の整備、地域制緑地の指定によって、緑の積極的な保全と創出に努める。また、始良市の独自の景観条例の制定及びその指定も検討に含め、本区域の貴重な財産と言える歴史的景観の保全に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

a 概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

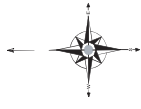
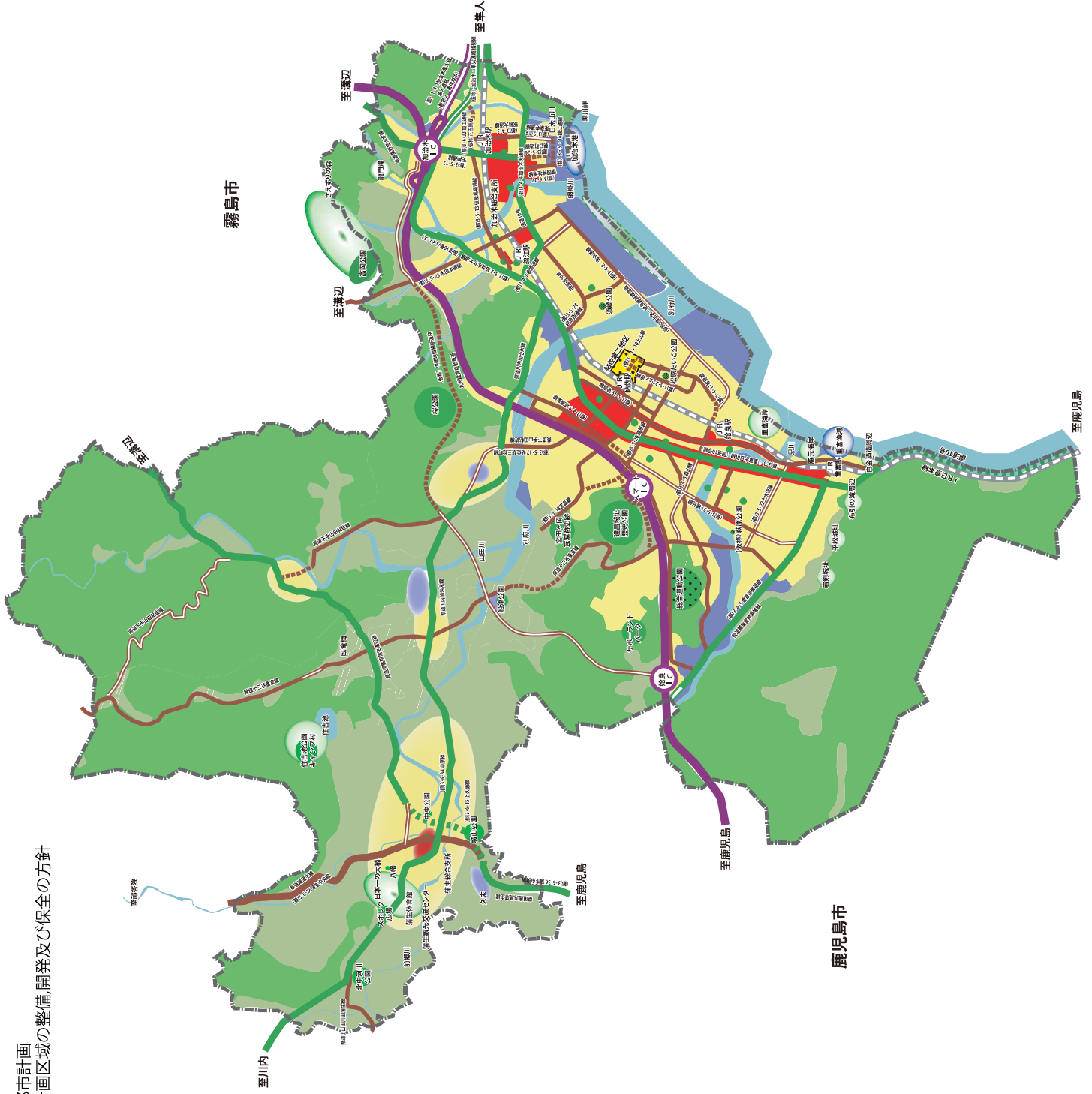
概ね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名称等	規 模
総合公園	始良市総合運動公園	約30.0ha
近隣公園	松原たいこ公園	約1.0ha
近隣公園	(仮称) 須崎公園	約4.0ha
その他の公園	(仮称) 萩原公園	約0.5ha

b 概ね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

概ね 10 年以内に地域地区指定を行う予定のある地区はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

始良都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針



注①)この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
注②)「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

凡例

	住宅地
	商業・業務地
	工業地
	農業ゾーン
	樹林地ゾーン
	高規格幹線道路 (概ね整備済み)
	主要幹線道路 (概ね10年以内に整備)
	主要幹線道路 (概ね10年以降)
	都市幹線道路 (概ね10年以内に整備)
	都市幹線道路 (概ね10年以降)
	都市幹線道路 (概ね10年以降)
	鉄道
	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
	公園・緑地
	観光・レクリエーション地区
	溝
	河川・海・湖沼
	都市計画区域境界
	市街地開発事業・住宅集 (概ね10年以内に整備)